



平成30年10月5日

株式会社 ^{サ ク ラ イ キ} SAKLIKIT に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社 SAKLIKIT（以下「SAKLIKIT」といいます。）に対し、同社が供給する「CC+ DOWN LEGGINGS（シーシープラス ダウンレギンス）」と称する下着に係る表示について、当庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）による調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社 SAKLIKIT（法人番号 5120001116836）
所 在 地 大阪府中央区今橋4-3-22
代 表 者 代表取締役 安井 由佳
設立年月 平成16年4月
資 本 金 1000万円（平成30年6月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「CC+ DOWN LEGGINGS（シーシープラス ダウンレギンス）」
と称する下着

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

スマートフォン等向け自社ウェブサイト

イ 表示内容（別紙）

平成28年5月17日から平成29年4月20日までの間、例えば、次のとおり記載することにより、あたかも、前記(1)の商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

○ 「何もしなくても24時間絶食状態！！ 異常なスピードで体重が落ちる！！ その威力はたった3日で-5kg減量！ 7日後・・・-10kg 10日後・・・-14kg 21日後には下半身だけじゃない！？ 全身の脂肪が痩せていく！！ ↓↓↓」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「78kg⇒56kg！！ 体重-22kg減！！」と記載

○ 「ただレギンスを履くだけで・・・ ①ミクロ単位の骨盤矯正 ↓↓↓ ②強制循環呼吸法 ↓↓↓ ③脂肪の無限∞燃焼 ↓↓↓ ④毒素の大量排出 この4stepで 365日・・・ 脱ぎ捨てるまで痩身スパイラルが止まらない」と記載

○ 「14日以内に全身の脂肪を削ぎ落とす！！ ≧14日間着用≪」と記載

するとともに人の腹部を比較した画像を掲載した上で「体重 64 kg ⇒ 43 kg 体重 - 21 kg 減 体脂肪率 ⇒ 驚異の 9 %」と記載

- 「体型が激変した体験者は 既に 300 名を超えています」と記載した上で「◎最低体重記録を更新しました！ 柴田茜様（29 歳）3 週間着用」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「61 kg ⇒ 43 kg ≫ - 18 kg ≪ 出産を期に 15 kg 太ってしまいました。5 年くらい何をしても全く落ちなかったのに・・・CC+ダウンレギンスを履き始めたら、ここ数年の最低体重記録を更新しました。」と記載

ウ 実際

前記イの表示について、当庁は、景品表示法第 8 条第 3 項の規定に基づき、SAKLIKIT に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に資料を提出しなかった。

(3) 課徴金対象期間

平成 28 年 5 月 17 日から平成 29 年 10 月 5 日までの間

(4) 景品表示法第 8 条第 1 項ただし書に該当しない理由

SAKLIKIT は、前記(1)の商品について、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠に基づくことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

SAKLIKIT は、平成 31 年 5 月 7 日までに、255 万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

※キャンセル不可・開封後の返品はお受けできません。

CC+ダウンレギンス※11月下旬頃出荷※[購入]

もう…
『締め付ける』だけの
矯正下着は
捨ててください

／ アメリカの医学誌も紹介 ／

現在
『**瘦身分野**』で
最も注目されている



【**活性炭繊維**】を用いた
大幅減量用
瘦身レギンス
《一般解禁》

ただし
覚悟してください

これを履いたら最後…
激痩せスパイラルに
陥ります

↓↓↓

履いて30分…

脚の内側が
ジワッと熱くなれば
激痩せ開始の合図

全身の
脂肪・毒素を
【**活性炭繊維**】が
極限まで吸い尽くし



何もしなくても
24時間絶食状態!!

異常なスピードで
体重が落ちる!!

その威力は
たった3日で
-5kg減量!

7日後...-10kg
10日後...-14kg

21日後には
下半身だけじゃない?
全身の脂肪が
痩せていく!!



78kg⇒56kg!!
体重-22kg減!!

ただレギンスを
履くだけで...

①ミクロ単位の骨盤矯正



②強制循環呼吸法



③脂肪の無限∞燃焼



④毒素の大量排出

この4stepで

365日...

脱ぎ捨てるまで

痩身スパイラルが
止まらない

※ご注意ください※

このように
レギンスが弾け破れたら



<活性炭>が
極限まで「毒素」を
吸収した証拠!!

繊維が太くなりすぎて



(繊維拡大)

破けてしまいます

効果は凄いのに



伸縮性抜群で
締め過ぎない!!

レギンスとして
普段使い可能！



しかも！
薄型仕様で
むれずに年中履ける♪

販売開始1分で
50枚以上の注文が!!

購入日時	購入数	備考
2015年10月3日	1	
2015年10月4日	3	送料無料
2015年10月5日	2	
2015年10月6日	1	
2015年10月7日	4	
2015年10月8日	1	
2015年10月8日	1	送料あり
2015年10月10日	2	
2015年10月11日	3	
2015年10月12日	3	
2015年10月13日	1	
2015年10月14日	4	
2015年10月15日	1	送料あり
2015年10月16日	1	
2015年10月17日	5	送料あり
2015年10月18日	1	
2015年10月19日	1	
2015年10月20日	2	
2015年10月21日	1	

1500枚が50分で
“即完売!!”

過去最高!!
驚異的なスピードで
注文殺到中!!



『活性炭』を履いて
思い通りに痩せる!!

脂肪吸着Σ痩身レギンス
▽CC+ダウンレギンス▽



▼web先行モニター価格▼

2,980円(税別)

※申し訳ございませんが、売り切れ次第、予告なしに終売、または価格を変更する事がございます。

＼一番人気／

▼毎日用-15kgコース

送料無料!!8940円(税別)
》送料無料3枚セット《

▼洗替用-10kgコース

送料無料!!5960円(税別)
》送料無料2枚セット《

▼試してみる

》1枚はコチラ《

※24時間どのシーンでも着用できます

毎日の体重測定を忘れずに、絶対無理をしないようにお願い致します。

※1度履いたら洗濯してください。

活性炭繊維が吸収したものをそのままにしておくと痛みやすくなります。

本当に痩せるッ!!

履くだけで
10kg以上痩せると



世界中が
》! 大絶賛! 《

他のスパッツやレギンスとは

> 全く違います <

その大きな理由は

↓↓↓

アメリカの権威ある
有名医学誌でも紹介された



人間の“**瘦身レベル**”を
数10倍にも引き上げる

『活性炭』の威力Σ

肥満大国アメリカでは
『**活性炭ダイエット**』が
既然大流行!!!

しかもCC+は

1台3000万円
と言われる
特殊混合機を使用し



＼世界初／
＜**活性炭**＞を
生地**に配合!!**

▼▼▼
このレギンスを履けば

**体中の脂肪・毒素を
全て＜活性炭＞が
吸い尽くし**



太もも**-8.6cm!!**
ふくらはぎ**-4.8cm!!**

足首**-2.3cm!!**

脚が細くなるのは
当たり前!!

14日以内に
**全身の脂肪を
削ぎ落とす!!**

»14日間着用«

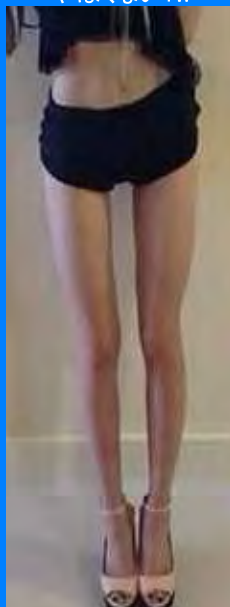


体重64kg⇒**43kg**
体重-21kg減
体脂肪率⇒**驚異の9%**

その
凄まじい威力が
発売前にも関わらず

モニターから
囁かれはじめています
↓↓↓

履き始めて数日でこれw
やばくない?w



※twi●ter投稿者撮影画像

「4日で6キロも痩せてビビった…」



／＼前代未聞／＼
モニターの75%が
「活性炭」で
10kg以上痩せた!!

方法は至ってシンプル

特殊レギンスを
毎日履くだけ

一度履き始めたら最後
脚⇒ウエスト⇒**二の腕**
-3kg⇒-8kg⇒-15kg

痩身スパイラルが
止まりません

CC+ダウンレギンス

▼web先行モニター価格▼

2,980円(税別)

≫購入はコチラ<<

2個以上で代引・送料無料

他には絶対マネできない
痩身メカニズムを
詳しくご説明します



①ミクロ単位の骨盤矯正

科学的な**圧力設計**により
クロスプレッシャー加工を採用し

**誰が履いても
最適な圧力が
かかるよう設計**

骨盤・恥骨・尾てい骨
歪んだ下半身の骨格を

履いた瞬間
骨格矯正ラインが
**前面・後面・サイドから
360°全方向に働きかけ**



【前面】
**骨盤周りを
自動的に矯正**



**歪んでいた
骨盤・骨格を正常化!!**

さらに!!
背面のヒップ補整ラインにより
両サイドから中央に
下から上に
尾てい骨を整えます



【後面】

垂れ下がったヒップ
横に広がったヒップも
骨格レベルで矯正!!



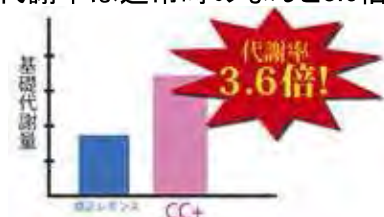
お尻の高さが
＼ココまで変わる!!／

②強制循環呼吸法

常時適度な引締めにより、筋肉の緊張を緩め酸素を体全体に循環。血液やリンパの流れが一気に良くなり有酸素運動と同効果に!!

1日2時間履くだけで
1日で1万歩
10日で10万歩
1ヶ月で30万歩
のウォーキング効果!!

代謝率は通常時のなんと3.6倍!!



③脂肪無限∞燃焼

確実に痩せるといっても

時間がかかっては
意味がありません!!

『CC+ダウンレギンス』は
速攻性を高めるため

ゲルマ・チタンの
『遠赤外線効果』で



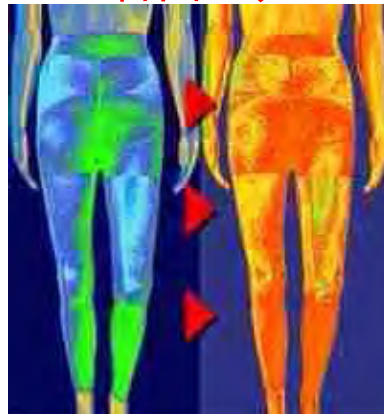
全身の300億ある

脂肪細胞を
《無限燃焼!!》

履いて30分

脚の内側から熱く
感じてきたら

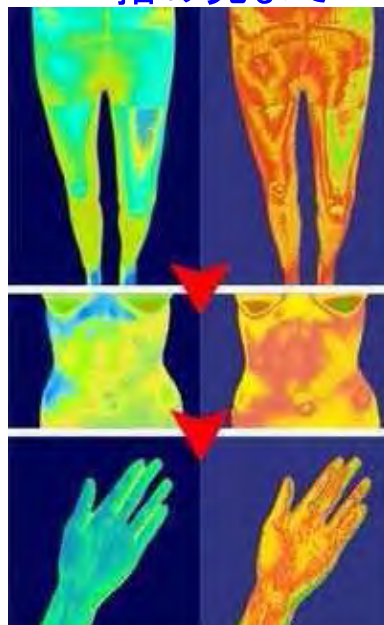
脂肪燃焼が始まった
合図です



体温がゲンゲン

上昇し

脚⇒お腹⇒腕
⇒指の先まで



ガンガン燃やし
尽くします!!

④毒素・老廃物の大量排出

そしてここからが

絶対不可欠

『CC+ダウンレギンス』は

一般的な繊維の
約13倍の吸収力を持つ
『活性炭素』を
生地全体に特殊配合!!

今までのインナーだと
排出できなかった

脂肪・毒素・老廃物を
レギンスが
バキューム吸引!!



体外へ排出します

これにより
痩身効果が
250%以上UP ↑

従来のインナーでは
3kgしか減らない人も
-7.5kgの減量が可能に

・
・

5kg × 2.5倍 ⇒ 12.5kg減
10kg × 2.5倍 ⇒ 25kg減



3週間で
体重-22kg減!!

この圧倒的な
効果とスピードは
『活性炭素』

によるものです

※ご注意ください※

このように
レギンスが弾け破れたら



＜活性炭＞が
極限まで毒素を
吸収した証拠!!

繊維1本1本が
徹底的に吸収し
吸容値を超え



使用前 使用後
(繊維拡大)
破けてしまいます

※70kgの方が1ヶ月程度履き続けたケースです。
※体に脂肪・毒素が溜まっている人ほど繊維が弱くなり破けやすくなります

※レギンスの強度を保つ為、1度履いたら洗濯してください。

CC+ダウンレギンス

▼web先行モニター価格▼

2,980円(税別)

≫購入はコチラ<<

2個以上で代引・送料無料

※ご確認ください※

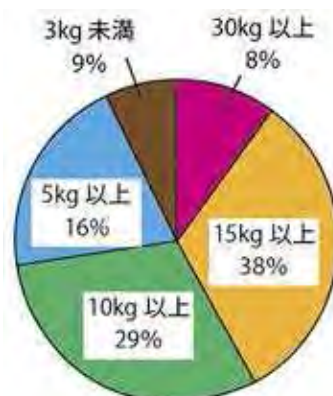
CC+ダウンレギンスは

10kg～30kg減量用の 瘦身レギンスです

目標が10kg以下の方は
ご遠慮ください

▼ご覧ください▼

このプログラムを実行した方の減量結果です



30kg以上…8%、15kg以上…38%、10kg以上…29%、5kg以上…16%、3kg未満…9%
※被験者統計(2016/4/30現在)

10kgの大幅減量
≫ 成功率75% ≪

体型が激変した体験者は
既に300名を
超えています



◎最低体重記録を更新しました！

柴田茜様(29歳)
3週間着用



61kg⇒43kg
≫ -18kg ≪

出産を期に**15kg太って**しまいました。5年くらい何をしても全く落ちなかったのに・・・CC+ダウンリギンスを履き始めたら、ここ数年の**最低体重記録を更新**しました。

◎体重が3日連続急降下！

小川怜央奈様(23歳)

5週間着用



72kg⇒**49kg**
≫-23kg≪

私は寝る時に履いてました。履くだけで痩せるなんて・・・って思ってましたが、体が急に熱くなって、**体重が3日連続急降下**しました。しかも一気に**ウエストが-6cm!**細くなりました。

◎軽い気持ちで履けない！

高橋ひかり様(36歳)

4週間目で着用中止



54kg⇒**39kg**
≫-15kg≪

目標は**5～6kg痩せれば**いいかなって軽い気持ちで履いてましたが、予想以上に体重が落ちたので、途中で使用を中止しました。

◎太ればまた履けばいい！

森本亜里沙様(24歳)

10日間で着用中止



61kg⇒52kg
≫-9kg≪

着心地がよかったんで普段使いとして、ついつい履き過ぎてしまって1週間で-7kgも…あまりに短期間だったので、カレや親にも本気で心配されました。太ったらまた履けば良いという気持ちになってしまい、好きなものを食べています。

※個人の感想です

CC+は
すぐに痩せれる
レギンスの為

また痩せればいい！
という気持ちから

「食べ過ぎる…」
という事例が
多発しております

ジャンクフードや
スイーツの食べすぎは
健康的ではありません

くれぐれも
ご注意ください

効果は凄いのに
伸縮性抜群で
締め過ぎない!!

レギンスとして
普段使い可能！

しかも！
薄型仕様で
むれずに年中履ける♪

脂肪吸着Σ痩身レギンス
▽CC+ダウンレギンス▽



▼web先行モニター価格▼

2,980円(税別)

※申し訳ございませんが、売り切れ次第、予告なしに終売、または価格を変更する事がございます。

＼一番人気／

▼毎日用-15kgコース

送料無料!!8940円(税別)
》送料無料3枚セット《

▼洗替用-10kgコース

送料無料!!5960円(税別)
》送料無料2枚セット《

▼試してみる

》1枚はコチラ《

※24時間どのシーンでも着用できます

毎日の体重測定を忘れずに、絶対無理をしないようにお願い致します。

※毎日履いて体感してください。

毎日の履き替え用として3枚以上のまとめ買いをお勧めします。

※フリーサイズ(ウエスト:60cm～85cm ヒップ:80cm～95cm)

※効果には個人差があります。

 [商品詳細](#)

【活性炭繊維】が脂肪を吸い尽くす!

CC+ダウンレギンス※11月下旬頃出荷※[購入]

個数

カートに入れる

※「カートに入れる」をクリックして購入手続きへお進みください。

👉残りあと、13個

WEEKLY RANKING



[豊胸パッチが【成長期】を強制的に発](#)

[動!!](#)



[【活性炭繊維】が脂肪を吸い尽くす!](#)



[＜金・銀・銅＞最強★大金運財布](#)

 ご利用方法	 買い物カゴ	 お問い合わせ	 購入履歴	 トップ
--	--	---	---	--

[📄特定商取引法](#) | [📄利用規約](#) | [📄プライバシー](#)

ステーション BEAUTY SHOP

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

- 第十条** 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
 - 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置

- を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
- 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計

算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

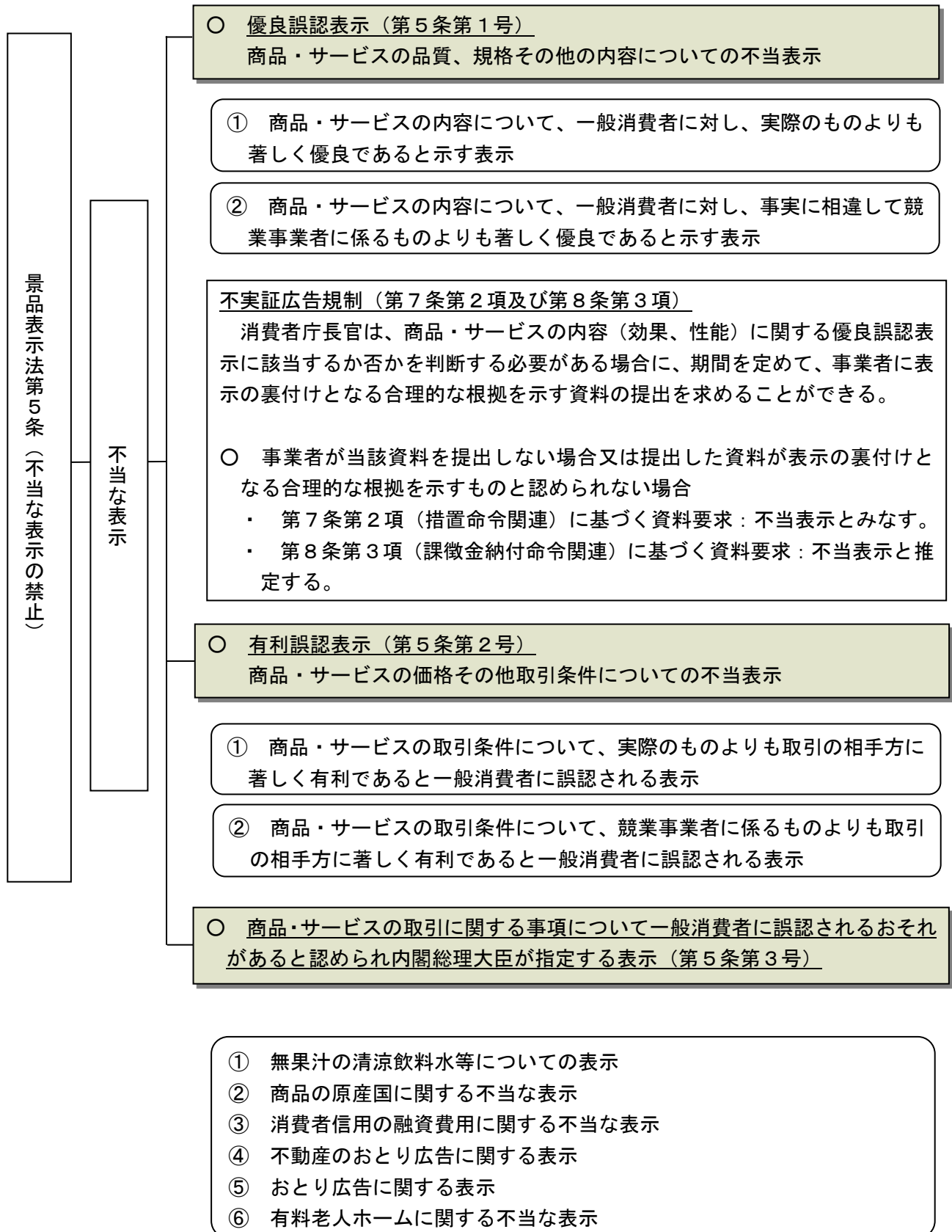
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

- ・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・対象期間：3年間に上限とする。
- ・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められないときは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合
返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金額の減額

課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1119号
平成30年10月5日

株式会社SAKLIKIT
代表取締役 安井 由佳 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「CC+ DOWN LEGGINGS (シーシープラス ダウンレギンス)」と称する下着(以下「本件商品」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社SAKLIKIT(以下「SAKLIKIT」という。)は、課徴金として金255万円を平成31年5月7日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、SAKLIKITが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。

イ(ア) SAKLIKITが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成28年5月17日から平成29年4月20日までの間である。

イ(イ) 本件商品について、SAKLIKITが前記1の課徴金対象行為をやめた日から6月を経過する平成29年10月20日までの間に最後に取引をした日は、平成29年10月5日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記１の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成２８年５月１７日から平成２９年１０月５日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るＳＡＫＬＩＫＩＴの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成２１年政令第２１８号）第１条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、８５２０万４０７９円である。

エ ＳＡＫＬＩＫＩＴは、本件商品について、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠に基づくことなく前記１の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第８条第１項第１号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ＳＡＫＬＩＫＩＴが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第８条第１項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に１００分の３を乗じて得た額から、同法第１２条第２項の規定により、１万円未満の端数を切り捨てて算出した２５５万円である。

よって、ＳＡＫＬＩＫＩＴに対し、景品表示法第８条第１項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第２条、第４条及び第１８条第１項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第１８条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第１１条第１項及び第１４条第１項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注１）行政事件訴訟法第１４条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社SAKL I K I T（以下「SAKL I K I T」という。）は、大阪市中央区今橋4-3-22に本店を置き、化粧品、健康食品及び下着等の販売業等を営む事業者である。
- 2 SAKL I K I Tは、「CC+ DOWN LEGGINGS（シーシープラス ダウンレギンス）」と称する下着（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- 3 SAKL I K I Tは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- 4(1) SAKL I K I Tは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成28年5月17日から平成29年4月20日までの間、スマートフォン等向け自社ウェブサイトにおいて、「何もしなくても24時間絶食状態！！ 異常なスピードで体重が落ちる！！ その威力はたった3日で-5kg減量！ 7日後・・・-10kg 10日後・・・-14kg 21日後には下半身だけじゃない！？ 全身の脂肪が痩せていく！！ ↓↓↓」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「78kg⇒56kg！！ 体重-22kg減！！」と記載し、「ただレギンスを履くだけで・・・ ①ミクロ単位の骨盤矯正 ↓↓↓ ②強制循環呼吸法 ↓↓↓ ③脂肪の無限∞燃焼 ↓↓↓ ④毒素の大量排出 この4stepで 365日・・・ 脱ぎ捨てるまで痩身スパイラルが止まらない」と記載し、「14日以内に全身の脂肪を削ぎ落とす！！ ≫ 14日間着用≪」と記載するとともに人の腹部を比較した画像を掲載した上で「体重64kg⇒43kg 体重-21kg減 体脂肪率⇒驚異の9%」と記載し、「体型が激変した体験者は 既に300名を超えています」と記載した上で「◎最低体重記録を更新しました！ 柴田茜様（29歳）3週間着用」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「61kg⇒43kg ≫-18kg≪ 出産を期に15kg太ってしまいました。5年くらい何をしても全く落ちなかったのに・・・CC+ダウンレギンスを履き始めたら、ここ数年の最低体重記録を更新しました。」と記載するなど、別表「表示内容（別添）」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、SAKL I K I Tに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、SAKL I K I Tは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

表示内容（別添）
・「\アメリカの医学誌も紹介／ 現在『瘦身分野』で最も注目されている【活性炭繊維】を用いた大幅減量用瘦身レギンス《一般解禁》」と記載 ・「これを履いたら最後・・・激痩せスパイラルに陥ります ↓↓↓ 履いて30分・・・ 脚の内側がジワッと熱くなれば激痩せ開始の合図 全身の脂肪・毒素を【活性炭繊維】が極限まで吸い尽くし」と記載 ・「何もしなくても24時間絶食状態！！ 異常なスピードで体重が落ちる！！ その威力はたった3日で-5kg減量！ 7日後・・・-10kg 10日後・・・-14kg 21日後には下半身だけじゃない！？ 全身の脂肪が痩せていく！！ ↓↓↓」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「78kg⇒56kg！！ 体重-22kg減！！」と記載 ・「ただレギンスを履くだけで・・・ ①ミクロ単位の骨盤矯正 ↓↓↓ ②強制循環呼吸法 ↓↓↓ ③脂肪の無限∞燃焼 ↓↓↓ ④毒素の大量排出 この4stepで 365日・・・脱ぎ捨てるまで瘦身スパイラルが止まらない」と記載 ・「※ご注意ください※ このようにレギンスが弾け破れたら」と記載した上で、繊維が破れたかのような画像と共に、「＜活性炭＞が極限まで『毒素』を吸収した証拠！！ 繊維が太くなりすぎて破けてしまいます」と記載 ・「『活性炭』を履いて思い通りに痩せる！！ 脂肪吸着Σ瘦身レギンス ▽CC+ダウンレギンス▽」と記載 ・「<u>本当に痩せるッ！！</u> 履くだけで10kg以上痩せると世界中が ≫！大絶賛！≪ 他のスパッツやレギンスとは >全く違います< その大きな理由は ↓↓↓ アメリカの権威ある有名医学誌でも紹介された <u>人間の“瘦身レベル”を数10倍にも引き上げる『活性炭』の威力Σ</u> 肥満大国アメリカでは『活性炭ダイエット』が既に大流行！！ しかもCC+は1台3000万円と言われる特殊混合機を使用し \世界初／ <活性炭>を生地に配合！！」と記載 ・「このレギンスを履けば 体中の脂肪・毒素を全て＜活性炭＞が吸い尽くし」と記載するとともに人の脚を比較した画像を掲載した上で「太もも-8.6cm！！ ふくらはぎ-4.8cm！！ 足首-2.3cm！！ 脚が細くなるのは当たり前！！」と記載 ・「14日以内に全身の脂肪を削ぎ落とす！！ ≫14日間着用≪」と記載するとともに人の腹部を比較した画像を掲載した上で「体重64kg⇒43kg 体重-21kg減 体脂肪率⇒驚異の9%」と記載 ・「その凄まじい威力が発売前にも関わらず モニターから囁かれはじめています ↓↓↓ 履き始めて数日でこれw やばくない？w」と記載するとともに人の下半身の画像を掲載した上で「※t w i ● t e r 投稿者撮影画像」と記載 ・「『4日で6キロも痩せてビビった・・・』」と記載するとともに人の下半身を比較

した画像を掲載した上で「※Ins●agram投稿者撮影画像」と記載

- ・「＼前代未聞／／ モニターの75%が『活性炭』で10kg以上痩せた！！ 方法は至ってシンプル 特殊レギンスを毎日履くだけ 一度履き始めたら最後 脚⇒ウエスト⇒二の腕 -3kg⇒-8kg⇒-15kg 痩身スパイラルが止まりません」と記載
- ・「他には絶対マネできない痩身メカニズムを詳しくご説明します」と記載した上で以下のとおり記載

「①ミクロ単位の骨盤矯正 科学的な圧力設計によりクロスプレッシャー加工を採用し 誰が履いても最適な圧力がかかるよう設計 骨盤・恥骨・尾てい骨 歪んだ下半身の骨格を 履いた瞬間 骨格矯正ラインが前面・後面・サイドから360℃全方向に働きかけ 【前面】骨盤周りを自動的に矯正 歪んでいた骨盤・骨格を正常化！！ さらに！！背面のヒップ補整ラインにより両サイドから中央に下から上に尾てい骨を整えます 【後面】垂れ下がったヒップ横に広がったヒップも骨格レベルで矯正！！ お尻の高さが 〳〵まで変わる！！／」

「②強制循環呼吸法 常時適度な引締めにより、筋肉の緊張を緩め酸素を体全体に循環。血液やリンパの流れが一気に良くなり有酸素運動と同効果に！！ 1日2時間履くだけで 1日で1万歩 10日で10万歩 1ヶ月で30万歩のウォーキング効果！！ 代謝率は通常時のなんと3.6倍！！」

「③脂肪無限∞燃焼 確実に痩せるといっても 時間がかかっては意味がありません！！ 『CC+ダウンレギンス』は速攻性を高めるため ゲルマ・チタンの『遠赤外線効果』で 全身の300億ある脂肪細胞を《無限燃焼！！》 履いて30分 脚の内側から熱く感じてきたら 脂肪燃焼が始まった合図です 体温がグングン上昇し 脚⇒お腹⇒腕⇒指の先まで ガンガン燃やし尽くします！！」

「④毒素・老廃物の大量排出 そしてここからが絶対不可欠 『CC+ダウンレギンス』は 一般的な繊維の約13倍の吸収力を持つ『活性炭素』を生地全体に特殊配合！！ 今までのインナーだと排出できなかった 脂肪・毒素・老廃物をレギンスがバキューム吸引！！ 体外へ排出します これにより痩身効果が250%以上UP↑ 従来のインナーでは3kgしか減らない人も-7.5kgの減量が可能に 5kg×2.5倍⇒12.5kg減 10kg×2.5倍⇒25kg減」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「3週間で体重-22kg 減！！ この圧倒的な効果とスピードは『活性炭素』によるものです」

- ・「※ご注意ください※ このようにレギンスが弾け破れたら」と記載するとともに繊維が破れたかのような画像を掲載した上で「＜活性炭＞が極限まで毒素を吸収した証拠！！ 繊維1本1本が徹底的に吸収し吸容値を超え 破けてしまいます ※70kgの方が1ヶ月程度履き続けたケースです。※体に脂肪・毒素が溜まっている人ほど繊維が弱くなり破けやすくなります」と記載
- ・「※ご確認ください※ CC+ダウンレギンスは10kg～30kg減量用の痩身レ

ギンスです 目標が10kg以下の方はご遠慮ください ▼ご覧ください▼ このプログラムを実行した方の減量結果です」と記載するとともに円グラフを掲載した上で「30kg以上・・・8%、15kg以上・・・38%、10kg以上・・・29%、5kg以上・・・16%、3kg未満・・・9% ※被験者統計（2016／4／30現在） 10kgの大幅減量 ≧成功率75%≪」と記載

- ・「体型が激変した体験者は 既に300名を超えています」と記載した上で以下のとおり記載

「◎最低体重記録を更新しました！ 柴田茜様（29歳）3週間着用」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「61kg⇒43kg ≧-18kg≪ 出産を期に15kg太ってしまいました。5年くらい何をしても全く落ちなかったのに・・・CC+ダウンレギンスを履き始めたら、ここ数年の最低体重記録を更新しました。」

「◎体重が3日連続急降下！ 小川怜央奈様（23歳）5週間着用」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「72kg⇒49kg ≧-23kg≪ 私は寝る時に履いてました。履くだけで痩せるなんて・・・って思ってたが、体が急に熱くなって、体重が3日連続急降下しました。しかも一気にウエストが-6cm！細くなりました。」

「◎軽い気持ちで履けない！ 高橋ひかり様（36歳）4週間目で着用中止」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「54kg⇒39kg ≧-15kg≪ 目標は5～6kg痩せればいかなって軽い気持ちで履いてましたが、予想以上に体重が落ちたので、途中で使用を中止しました。」

「◎太ればまた履けばいい！ 森本亜里沙様（24歳）10日間で着用中止」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「61kg⇒52kg ≧-9kg≪ 着心地がよかったんで普段使いとして、ついつい履き過ぎてしまっって1週間で-7kgも・・・あまりに短期間だったので、カレや親にも本気で心配されました。太ったらまた履けば良いという気持ちになってしまい、好きなものを食べています。」